

## 令和元年度採用試験問題

### 【憲法】

ある大学において、法学部 1 年の 2 人の学生が次のような会話をしている。これを読んで設問に答えよ。

A 「内閣法の改正案と裁判所法の改正案が国会に提出されているよね。どちらも内閣が提出したけど、裁判所法の改正案は、最高裁判所が提出するのが筋ではないのかなあ。」

B 「最高裁判所は、国会に法案を提出できないわ。内閣法第 5 条は、『内閣総理大臣は、内閣を代表して内閣提出の法律案、予算その他の議案を国会に提出し……』と規定しているけど、裁判所法にはこういう規定はないもの。」

A 「裁判所法を改正して内閣法第 5 条のような規定を設ければ、最高裁判所も国会に法案を提出できるようになるということ？」

B 「裁判所法に内閣法第 5 条のような規定がないと言ったのは、立法政策の問題であるという意味で言ったわけではないわ。裁判所法にそういう規定を設けることには、憲法上の問題があるのではないかしら。」

A 「憲法上の問題があるというのは、憲法第 41 条が国会を『唯一の立法機関』としていることに反するという事かな。」

B 「でも、そうすると内閣法第 5 条も憲法第 41 条違反ということになってしまいそうね。」

A 「内閣と最高裁判所で何が違うのだろうか。あるいは、内閣法第 5 条は、実は憲法違反？」

B 「そういう学説もあるかもしれないけど、一般的な理解とは異なると思

うわ。」

A「憲法第41条が、国会以外の機関による法案提出を認めているのだとすると、主権者である国民が国会に法案を提出することはできるのかな。もちろん、そのためには法案提出の手續などを定める法律が必要になるだろうけど、そういう法律を制定することは憲法上可能なのだろうか。」

B「地方自治法には、地方自治体の住民による条例の制定・改廃請求の制度があるから、それと類似の制度を国レベルで設けることができるかということね。一定数以上の有権者から、衆議院又は参議院に対し、法律の制定又は改廃を請求できることにし、その請求を受けたときは、請求に添付された条文案の審議を義務付けられるというような制度になるかしら。」

A「そういう制度が設けられていないのは、単なる立法政策なのか、憲法上認められないからなのか。難しくてよくわからないなあ。」

B「他の点も含めて、今日いろいろ話した内容について、憲法学者を目指しているC先輩に聞いてみようよ。」

A「うん、それがいいね。一緒にC先輩の所へ行こう。」

## 設問

Cになったつもりで、AとBの会話に関連する憲法上の論点について、わかりやすく整理し、自分の考えを述べよ。